

ミサイル発射に係る Jアラート等の情報伝達時の対応について

令和5年6月5日

1 登校前に、京都府及び京都府を含む地域に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合

登校を見合わせ、自宅で待機する。安全が確保されるまで自宅から出ない。
以後の指示は Classi を通じて行う。

2 登下校中に、京都府及び京都府を含む地域に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合

- (1) 近くの建物や地下に避難する。
- (2) 近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- (3) 公共交通機関等を利用している場合は、乗務員等の指示に基づく行動をとる。
- (4) 続報を待ち、安全が確保されるまで避難を継続する。

3 学校等で教育活動中に、京都府及び京都府を含む地域に「ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」があった場合

担当教諭及び放送の指示に従う。

4 避難行動等を解除する（安全が確保される）場合の判断

- (1) Jアラート等による避難行動解除の情報伝達があった場合
- (2) Jアラート等によるミサイルの通過の情報伝達があった場合
- (3) Jアラート等による日本の領海外の海域に落下した等の情報伝達があった場合。
- (4) 上記(1)～(3)の情報伝達があった場合でも、不審なものを発見した場合は決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡する。